



# 参議院議員選挙 [東京都選出 比例代表選出]

# 投票日 7月26日(日)

午前7時～午後6時 ※即日開票

今回の選挙では2回の投票があります。  
投票の順序と投票用紙の色は下記のとおりです。

投票の順序	選挙の種類	用紙の色
1	東京都選出	薄黄色
2	比例代表選出	白色

### 足立区で投票できる方

今回の参議院議員選挙で足立区で投票できる方は、日本国民で、年齢満20歳以上（昭和47年7月27日以前に生まれた方）であり、足立区の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙人名簿に登録されるには、足立区に住民登録をしてから基準日（7月7日）までに、3ヵ月以上たっていない必要がありますので、平成4年4月7日までに足立区に住民登録をしている方が、投票できます。

### 足立区内で転居した方

選挙人名簿に登録されている方で、平成4年6月26日以前に転居の届出をした方は、新住所地の投票所で投票できますが、平成4年6月27日以降に転居の届出をした方は新住所地の選挙人名簿に登録されませんので旧住所地の投票所で投票することになります。ご注意ください。

### 足立区から転出した方

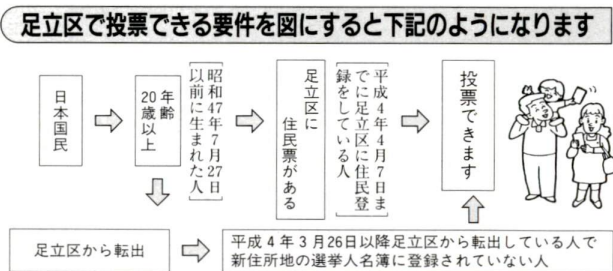
今回の選挙では、平成4年3月25日以前に足立区外へ転出した方は、足立区で投票できません。

なお、平成4年3月26日以降、足立区から転出した方で、投票日当日まで足立区の選挙人名簿に登録されていれば、足立区で投票できます。ただし、新住所地の選挙人名簿に登録された方は、新住所地で投票して下さい。

### 足立区に転入した方

平成4年4月8日以降に足立区へ転入届をした方は選挙人名簿に登録されるために必要な住所要件（基準日の7月7日までに3ヵ月以上住んでいること）が満たされませんので、足立区で投票することができません。ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票できます。

◎投票所名称変更のお知らせ◎  
旧名称「千寿第6小学校」  
↓  
新名称「千寿桜小学校」  
※名称のみの変更で、所在地の変更はありません。



### 選挙公報

参議院議員選挙の選挙公報は新聞折込みで7月20日ごろお届けします。

折込みする新聞  
朝日・読売・毎日・日経・東京・産経の各朝刊  
※これらの新聞を購読していない世帯の方は、区施設や区内各駅に選挙公報スタンドを設置しますので、ご利用ください。

### ●入場整理券

入場整理券は、世帯ごとに2名連記式のハガキでお送りします。

例えば、有権者が3名の世帯には、ハガキを2枚（1枚が2名分、もう1枚は1名分）お送りします。

投票所へおいでになるときは、ご自分の入場整理券を確認のうえ、切り離してお持ちください。

入場整理券が、万一届かなかったり、紛失しても、選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。投票日、投票所の係員へ申し出てください。

参議院議員選挙用の入場整理券は7月13日ごろ送付する予定です。（都外へ転出した方へは発送しません。）

※他人の入場整理券を使って、不正に投票すると罰せられます。

### ●代理投票と点字投票

投票所では、身体が不自由な方、または、字の読み書きができない方で、自分で投票用紙に記入できない方のために、代理投票を行っています。また、目の不自由な方は、点字投票をすることができます。

#### 《代理投票の方法》

代理投票をする方は、投票所で係員に申し出てください。代理投票該当者と判断された場合、その場で補助者2人（投票所係員）が付きます。かわりに補助者が、投票用紙に記入しますが、当然、投票内容の秘密は厳格に守られます。（家族等がかわりに記入する制度ではありません。ご注意ください。）

#### 《点字投票の方法》

点字投票をする方は、投票所で係員に、申し出てください。点字投票用の投票用紙が渡され投票できます。

### 9月には足立区長選挙が行なわれます

# 足立区長選挙

# 投票日 9月13日(日)

公職選挙法では選挙の公正な執行を確保するため、次の人については、選挙運動が禁止されています。

選挙事務関係者	投票・開票管理者、選挙長	関係区域内での選挙運動は禁止
特定公務員	中央選挙管理委員会及び選挙管理委員会の委員、職員、裁判官、検察官、警察官ほか	一切禁止
選挙権・被選挙権がない者	未成年者・選挙犯罪者等	一切禁止
公務員等	公務員、教育者等	地位利用の選挙運動等は禁止

なお、公務員（教育公務員を含む）は、他の法律でも制限を受けます。

◎選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会へ。☎(3882)1111代

あなたの投票所を確かめましょう—投票区域一覧

Table with 4 columns: 投票区名, 投票所建物名称, 所在地, 区 域. It lists 72 polling stations across various districts like 千寿, 柳原, 新田, etc.

不在者投票

投票は、原則として、本人が投票日に投票所で行うものですが、次のような理由で、投票日に投票所へ行けない場合は、不在者投票ができます。

不在者投票の方法

《窓口でする不在者投票》

印鑑と入場整理券(届いている場合)を持参してください。不在になる理由等を宣誓書兼請求書に記入していただきます。

受付場所(区役所庁舎2ヶ所)

- 本庁舎(千住)3階 選挙管理委員会
○中央本町庁舎3階 302・303会議室

受付期間

参議院議員選挙 7月25日(土)まで(現在受付中)

ただし、中央本町庁舎での受け付け期間は、次のとおりです。

ご注意ください。7月21日(火)~25日(土)まで(5日間のみ)

※土曜日・日曜日も受け付けています。

受付時間 午前8時30分~午後5時

《滞在地での不在者投票》

長期間出張等で、窓口に来られない方は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

投票用紙等の請求方法は選挙管理委員会へ早めにお問い合わせください。

《指定病院での不在者投票》

病院・老人ホーム等に入院・入所されている方で、その施設が不在者投票の指定施設(足立区内の指定施設は下表参照)になっていれば、その病院・老人ホーム内で投票することもできます。

不在者投票ができる足立区内の指定病院及び老人ホーム

Table with 4 columns: 病院等の名称, 所在地, 病院等の名称, 所在地. Lists various hospitals and nursing homes in Adachi City.